



りそな銀行アジアニュース

平成 23 年 10 月 27 日
りそな銀行 法人ソリューション営業部 国際業務室

【香港駐在員事務所/台湾】

「日台投資協定(日台民間投資取り決め)」について

日台の窓口機関である、(財)交流協会および亜東関係協会は 2011 年 9 月 22 日、双方の投資の自由化・促進・保護を図る「日台投資協定」に調印しました。これは、投資財産の保護だけではなく、投資の促進や自由化を目指す包括的な内容となっています。日台経済界では、両国の関係緊密化、ひいては日本企業の台湾を経由した対中ビジネスの拡大に寄与するものとして期待されています。主な内容は以下の通りです。

《日台投資協定》の主な内容

項目 (条文番号)	内容
内国民待遇および最恵国待遇の供与 (3、4、13 条)	日台双方が相手地における投資活動や投資財産保護について、現地企業と同等に待遇する「内国民待遇」や、最も有利な貿易条件を適用する「最恵国待遇」を与える。
特定措置の履行請求の禁止 (7 条)	相手地に対し、投資活動の条件として、一定割合の物品・サービスの輸出や現地調達の割合を要請したり、技術・知識の移転や特定国籍者の雇用を強制することはできない。
滞在・居留申請 (11 条)	投資活動を行うことを目的として、相手地へ滞在し居住するため申請を行う場合には、好意的な考慮が払われる。
資金移動の自由化 (15 条)	双方間での投資元本、利子・配当収益、融資返済用資金、投資財産の売却代金等の資金移動を遅延なく、自由に行うことができる。
投資争議時の国際的な仲裁機関の利用 (17 条)	進出企業と現地当局の間で問題や投資紛争が起きた場合には、双方は国際的な仲裁機関を通し解決することが出来る。
知的財産権の保護 (21 条)	知的財産権を十分かつ効果的に保護し、その制度を効率的かつ透明性のある方法で運用する。
合同委員会の設置 (23 条)	投資協定の目的を達成するため「合同委員会」を設置し、本協定の実施や運用、投資に関連する事項等について討議する。

【出所:】台湾政府經濟部 HP

照会先: 法人ソリューション営業部 国際業務室 (東京) 電話 03-6704-2723
(大阪) 電話 06-6268-6257

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいませようお願い致します。 * 禁無断転載